

【まん延防止等重点措置適用後・その他区域用】

飲食店営業時間短縮要請協力金（第4期） Q & A

Q1 営業時間短縮要請に対する協力金の概要は？

A1 令和3年8月13日（時短要請の前日）時点で、店舗の営業に必要な許可（要請期間を通して有効なもの）等を受けたうえで、常態的に20時を越えて対象となる店舗を運営している飲食業者が、8月14日（遅くとも8月18日）から8月31日までの全ての期間で時短に応じていただいた場合に協力金を支給する制度を、県内全域を対象区域として実施していましたが、8月20日に三重県にまん延防止等重点措置（以下「重点措置」）が適用を受けたことにより、時短要請期間が9月12日まで延長されることとなりました。これに伴い、協力金の対象期間も9月12日まで延長となっています。また、まん延防止等重点措置の適用に伴い、新たに時短要請に協力していただく場合、8月20日までに要件を満たしていただくことが協力金支給の要件となります。

なお、協力金の支給対象となるのは、あくまでも三重県からの要請に応じて時短要請に応じていただいた場合です。具体的には、新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」（令和3年8月6日版）発出より前（8月5日以前）からご自身の判断で時短営業をしていただいていた場合は協力金の対象となりません（※）ので、あらかじめご承知おきください。

（重点措置適用前後の要請内容や協力金の額の考え方については、Q33以降にまとめましたので、ご確認ください）

（※）第1期～第3期の協力金の支給対象店舗が第3期から継続して時短営業を続けている場合はこの限りではありません。

Q2 飲食店とは何を指すのか？

A2 食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている店舗を指します。ただし、テイクアウト専門店、デリバリー専門店、キッチンカーなどは時短要請の対象ではありません（時短要請にかかわらず営業していただいて差し支えありません）。

また、ショッピングセンターやサービスエリア等のフードコートを除き、ご自身の店舗専用の飲食専用スペース（店舗の判断でお客様が使用できないような措置を講じることができるもの）を有しない店舗については、協力金の支給対象となりません。

Q3 協力金の対象となる、飲食店を運営している事業者とは、具体的に何をさすのか？

A3 自身が所有する店舗を経営している事業者のほか、営業委託を受けている場合や、賃借する店舗を経営している事業者など、店舗の営業時間・営業内容に関する決定権を有する方を言います。

Q4 時短要請の対象とならない飲食店であるが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために自主的に時短営業を行おうと思っている。この場合、協力金の支給を受けられるか？

A4 あくまでも三重県の要請に応じて時短営業を行っていただいた場合が協力金の支給対象となりますので、要請の対象となっていない店舗で時短営業をしていただいても、協力金の支給を受けることはできません。

Q5 大企業も協力金支給の対象となるか？

A5 大企業も対象となります。なお、協力金の算定方法は売上高減少方式(1日当たりの売上高の減少額×0.4)に限定されます。

Q6 時短要請の対象外となるのは、どのような店舗か？

A6 以下の店舗は対象外となりますので、要請にかかわらず営業をしていただくことができます。

- ・テイクアウトやデリバリー専門店
(店内飲食を20時までで終了していただき、テイクアウトやデリバリーだけを20時以降も営業することは可)
- ・スーパーやコンビニでイートインスペースのある店舗(ただし、ショッピングセンターやサービスエリア等のフードコートの店舗は要請対象)
- ・キッチンカー、屋台等による営業
(キッチンカーや屋台の周辺にテーブルや椅子等を並べて飲食場所を提供する場合も要請の対象外)
- ・24時間営業のネットカフェや漫画喫茶など、宿泊を目的とした利用が相当数見込まれる施設
- ・従業員食堂や給食施設など、病院、学校、事業所内などに存在し、特定の関係者のみが利用する店舗(一般の方向けに営業している施設は対象)
- ・行事や祭り、イベント等で出店を行う場合
- ・旅館等の宴会場で、宿泊客のみに飲食を提供する場合

Q7 オーダーストップが20時でもよいのか？

A7 20時の時点でお客様にお帰りいただいているようお願いいたします。オーダーストップの時刻等は、お客様が混乱せず、20時までに飲食を終了していただくことができるように設定し、お客様には20時までに退店していただくように周知してください。

Q8 県内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか？

A8 県内に複数店舗がある場合、全ての県内店舗で時短要請に応じていただければ、

県内の全店舗に対して協力金を支給します。

ただし、県内店舗のうちの一つでも時短要請に応じていただいていないものがある場合は、全ての店舗に対して協力金は支給されません。

Q9 旅館やホテル等の宿泊施設内にあるレストラン等も、20時までに飲食の提供をやめれば支給対象となるか？

A9 ホテルや旅館が宿泊者を対象として飲食を提供する場合は、時短要請の対象ではありません。一方、旅館やホテル内の施設であっても、宿泊客以外のお客様が来店するレストラン等の場合、20時までの営業としていただければ協力金の支給対象となります。ただし、宿泊客以外のお客様を対象として20時以降の営業を行っていない場合は、時短要請の対象外です。

なお、宿泊者に対してルームサービスで飲食を提供することは、時短要請の対象ではありません。

Q10 ショッピングセンター内のフードコートは対象となるか？

A10 フードコートに併設されている店舗は時短要請の対象です。ただし、協力金の対象となるか否かは、それぞれの店舗の営業終了時刻が、従来から20時より後であったか否かで判断しますので、フードコート全体が時短したことにより、全店舗一律に協力金が支給されるわけではありません。

Q11 ボウリング場などの遊戯施設や映画館などで、店内に飲食物販売コーナーがあり、お客さんはそこで購入した飲食物を店内の休憩スペースやベンチで食べることになっている。この場合、時短要請の対象となるか？

A11 飲食専用のスペースを有しておらず、飲食以外にも利用できる待機スペース休憩スペースなどで飲食する場合は、テイクアウト店舗として取り扱いますので、時短要請の対象となりません。ボウリング場でゲーム中にレーン横の席で飲食する場合や、映画館で上映中に飲食をしていただく場合も同様です。

ただし、専用の飲食スペースを有しており、時短要請に伴い、当該スペースが利用できないような措置を講じることができる場合は、時短要請の対象となります。

Q12 24時間営業の飲食店はどのように対応すればよいか？

A12 20時から翌5時までの間、店内にお客様がいない状態にして、店舗を閉店していただくようお願いします。

Q13 カラオケ店は時短要請の対象となるか？

A13 「食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗」である

場合は時短要請の対象となります。

なお、カラオケ設備を持つ飲食店の場合、飲食を主として業とする店舗（カラオケ設備のあるスナック、カラオケ喫茶など）については、終日カラオケ設備の提供を停止していただく必要がありますが、飲食店営業許可を受けている飲食が主たる業でない店舗（カラオケボックスなど）の場合は、20時までの時短営業をしていただければ、20時まではカラオケ設備を提供していただくことは可能です。

Q14 ウェディング専用施設やセレモニーホールにおける飲食は対象か？（8/20 修正）

A14 重点措置適用前と適用後で異なります。

① 重点措置適用前（8月14日～8月19日）

結婚式場・葬祭場その他の冠婚葬祭に関する人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用するお客様のみ飲食を提供する場合は対象外です。

※例：施設内でのディナー営業など不特定多数の方に飲食を提供する場合は要請対象となりますが、結婚式又は葬祭などで利用する方のみ飲食を提供する場合は時短要請の対象外です。

② 重点措置適用後（8月20日～9月12日）

結婚式場で結婚式（披露宴、二次会等を含む。以下同じ。）その他のイベントを行う場合や、ホテル又は旅館の集会の用に供する部分で結婚式を行う場合も、時短要請の対象となります。また、要請内容に終日酒類の提供を行わないことと、カラオケ設備の利用を行わないことが追加されます。

Q15 24時間営業しているネットカフェ、漫画喫茶など飲食店営業許可を得ており、飲食を提供する施設で、完全個室となっているタイプのものも時短要請の対象となるのか？

A15 ネットカフェ・漫画喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当数見込まれる施設については、特措法に基づく要請を行う施設の対象外とされていることから、時短要請の対象とはなりません。

Q16 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人などは協力金の対象となるか？

A16 時短要請の対象となる店舗を運営しており、要請に応じて営業時間の短縮を行っていただければ、協力金の対象となります。

Q17 飲食店営業許可の名義と、協力金の申請名義が異なってもよいのか？

A17 協力金の申請者は、原則として、飲食営業許可を受けた事業者です。営業許可の名義と協力金の申請名義が異なる場合（営業委託を受けて営業している場合等を含む）は、その理由を証明する書類が必要となります。

Q18 飲食店の許可が失効していたが、協力金の対象となるか？

A18 令和3年8月13日以前から有効で、かつ時短要請期間の全てを通して有効な許可を得ている場合に対象となりますので、失効している場合は協力金は支給されません。

Q19 時短ではなく、休業した場合でも協力金の対象となるか？

A19 対象事業者が、時短要請期間の全てを通して時短営業又は休業していただければ支給対象となります。

**Q20 時短営業ではなく、営業時間を前倒しする場合は協力金の対象となるか？
（例えば、19時～23時の営業を、15時から20時に変更する場合）**

A20 20時から5時までの間に営業を行わないようにしていただくことが今回の時短要請の主旨ですので、営業時間をずらして20時までに営業を終わらせていただく場合も、協力金の対象となります。

Q21 「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』（令和3年8月6日版）を発出した令和3年8月6日より前から自主的に時短営業をしているが、そのまま継続して時短営業を行えば、時短要請に協力したこととなり、協力金の対象となるか？

A21 あくまでも、三重県の要請に応じて時短営業を開始していただくことが協力金の支給要件です。県の要請より前に自主的に時短営業を開始された場合は、新型コロナウイルスの感染拡大防止が目的であったとしても、協力金の支給対象とはなりません。大変申し訳ありませんが、ご理解をお願いいたします。

ただし、第1期～第3期の協力金支給対象店舗が第3期から継続して時短営業をしている場合はこの限りではありません。

Q22 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したこととなるのか？

A22 時短営業だけでなく、要請期間中に休業していただくことも要請に応じていただいたものとみなします。

時短要請に全面的に協力いただいている店舗であれば、定休日であっても、協力金を減額することはありません。

Q23 通常時は20時までの営業であるが、予約があったときだけ20時を越えて営業する場合がある。この場合、支給対象となるか？

A23 時短要請の対象となる営業時間の「通常時」は、対外的に告知されている営業時

間で判断させていただきます。そのため、チラシやホームページ、看板など、外部の方が知ることができるような形で通常の営業終了時刻が20時以降であることを周知していただいていることが必要です。対外的に周知されている営業終了時刻が20時を越えていない場合、常態的に20時を越えて営業していることを示していただかなければ、協力金の支給対象とはなりません。

Q24 飲食店とその他の業種を同一店舗で実施している場合、20時の時点で飲食の提供を終了すれば、他の業種の方は20時を過ぎても営業を続けても協力金の対象となるか？

A24 飲食の提供と他の業種が一体となって営業されている場合は、20時で閉店していただく必要があります。

但し、飲食店と他の業種が分離していることが客観的に確認できる場合は、飲食店のみ時短営業にご協力いただければ協力金の対象となります。

(※) カラオケボックス等については、Q38をご確認ください。

Q25 時短要請期間中、すべての期間において時短営業を行わなければ、協力金が支給されないのか？

A25 要請期間の途中から時短営業を行った場合や途中で時短営業を中止した場合は、協力金の支給対象とはなりません。

ただし、8月20日までに要請内容の全てを満たして時短営業を開始していただければ、8月14日の要請開始日以降の時短営業開始であっても、協力金の支給対象となります（県独自の時短要請の段階では「8月18日までに時短営業を開始していただければ支給対象となる」とアナウンスしていましたが、まん延防止等重点措置の適用を受け、このような取扱いとしました）。

なお、支給金額は、時短営業を開始した日からの日数で算定されます。

Q26 20時以降、テイクアウト専門で営業しても、協力金の対象となるか？

A26 飲食店を閉店し、お客様に全て退出していただいたうえで、テイクアウトやデリバリー専門として営業していただく場合、協力金の対象となります。

Q27 8月20日までに時短営業を開始すればよいとのことだが、8月14日～20日の間であれば、店舗ごとに時短営業の開始日が異なっても差し支えないか？

A27 店舗ごとに時短営業の開始日が異なっても差し支えありません。

なお、協力金の額は、店舗ごとに時短営業の日数に応じて算定されます。

Q28 8月14日以降の時短要請期間中に営業を開始した場合、対象となるか？

A28 原則として対象外ですが、以下の場合のみ、例外的に対象とします。

- ・令和3年8月13日以前に飲食店又は喫茶店の営業許可申請をしている。
- ・令和3年8月13日以前から開業予定日が時短要請期間中であったことが確認できる。
- ・通常の営業時間が20時を越えていることが確認できる（時短要請期間以降に20時を越えて営業している）

なお、この場合、協力金の額は、支給額下限（売上高方式の場合日額25,000円、売上高減少方式の場合0円）となります。

Q29 時短営業を示す「貼り紙」が県HPにあるが、必ずこの貼り紙を使用しなければならないのか？

A29 時短要請に応じていただくにあたっては、お客様に、

- ・県の要請に応じていること
- ・通常の営業時間ではなく、期間中は営業時間が20時までであること

を周知していただく必要があります。

必ずしも、県HPに掲載する貼り紙を使用する必要はありませんが、貼り紙に必要な事項が記入されていないと協力金が支給されないことがありますので、できるだけ県HPのものをご利用ください。

<貼り紙に掲載必要な事項>

- ・県の要請に応じていること
- ・実施期間（＝要請期間）
- ・要請期間中は、20時までで閉店すること
- ・飲食を主として業としている店舗（カラオケ設備があるスナック、カラオケ喫茶等）及び結婚式場においてはカラオケ設備の利用を行っていないこと
- ・従来営業時間からの変更を明記
- ・店舗名（住所含む）

Q30 協力金の支給を受けるために、感染防止対策を講じている必要はあるのか？

A30 業種別ガイドラインに沿って適切な感染防止対策を行っていただいていることが、協力金支給の前提です。

Q31 時短要請に協力した店舗名は公表するのか？

A31 検討中ですが、公表する予定です。

Q32 申請資料はいつ公表されるのか？

A32 時短要請期間終了後、速やかに公表する予定です。

Q33 重点措置の適用に伴い、要請内容は変わってくるのか？

A33 重点措置適用前の

①三重県の要請に応じて時短営業を行うこと（20時～翌日5時まで営業を行わない）

に加えて、以下の事項が要請内容となります。

②飲食を主として業としている飲食店及び結婚式場ではカラオケ設備の利用を行わないこと

Q34 重点措置の適用に伴い、新たに時短要請に応じる場合、協力金は支給されるのか？

A34 8月20日までに上記「A33」の①、②の要請内容の全てに応じていただき、支給要件に該当する場合は、要請に応じていただいた日の分から協力金が支給されます。

Q35 重点措置の適用に伴い、協力金の額は変わってくるのか？

A35 重点措置適用後も、重点区域以外の市町においては、協力金の額に変更はありません。ただし、時短要請の期間が9月12日まで延長されたため、協力金の日額は、「令和2年又は令和元年8月の1日あたり売上高」から、「令和2年又は令和元年8～9月の売上高」を元に計算することとなります。

1日当たりの協力金額の計算方法は以下の通りです。

- ・中小企業の場合 売上高に応じて1日当たり2.5万円～7.5万円、
- ・大企業の場合 20万円又は「令和2年もしくは令和元年8～9月の1日あたりの売上高×0.3」のいずれか低い額を上限に、「令和2年又は令和元年8～9月から令和3年8～9月の1日あたり売上高の減少額×0.4」

Q36 8月14日からの県独自の時短要請には協力していないが、まん延防止等重点措置の適用後は協力しようと思っている。このような場合、協力金の支給対象となるか？

A36 8月20日までに要請内容の全てを満たして時短営業にご協力いただければ、協力開始日のからの協力金の支給対象となります。

Q37 「特に重点措置を講じる区域」の市町と、それ以外の市町の両方に店舗がある場合協力金の支給額はどうか？

A37 それぞれの店舗の所在する市町の区域に応じて、協力金の額が適用されます。

Q38 カラオケ設備の利用に制限がある、「飲食を主として業としている店舗」とは何を指すのか？

A38 具体的には、カラオケ設備のあるスナック、カラオケ喫茶などで、これらの飲食店では、終日カラオケ設備の利用を行わないよう要請しています。結婚式場についても同様です。

なお、カラオケボックスについては「飲食を主として業としている店舗」に該当しないので、20時までであればカラオケ設備を利用していただくことができます。

但し、20時以降は、飲食物の提供を停止したとしても、カラオケ設備の利用をしていただくことはできません。20時以降、飲食の提供とともに、カラオケ設備の利用を停止していただく必要がありますのでご注意ください。

Q39 重点措置適用前の県独自の時短要請に対する協力金はいつ申請するのか？

A39 重点措置後の時短要請期間終了後に、重点措置適用後の協力金と併せて申請していただきます。詳細は未定ですが、要請期間終了後、速やかに申請方法などをご案内いたします。

Q40 重点措置が適用された場合、協力金の早期支給を受けることができると聞いたが、どういうことか？

A40 重点措置が適用された場合、時短要請期間の終了を待たず、協力金の一部の請求をすることができる「早期支給」制度があります。早期支給を受けるためには、早期支給に関する申請と、残額に対する「本申請」の2回申請書を提出していただく必要があります。

「早期支給」の詳細については、8月末までに県のホームページで公表しますので、お待ちください。

※早期支給をせず、本申請の1回で全額をまとめて受け取っていただくこともできます。支給額は、早期支給をした場合としなかった場合で変わりありません。